

# 兵庫県公報

平成20年 7月29日 火曜日 第 2000 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	1
被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
同 上（同）	4
同 上（同）	5
同 上（同）	5
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	6
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
同 上（同）	7
同 上（同）	8
同 上（同）	8
道路の区域の変更、供用開始等（同）	9
港湾法第56条の4第2項に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課）	9
公 告	
本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	10
新川水系河川整備計画の策定（河川計画室）	12
東川水系河川整備計画の策定（同）	12
洗戎川水系河川整備計画の策定（同）	12
夙川水系河川整備計画の策定（同）	12
堀切川水系河川整備計画の策定（同）	12
公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）	13

## 告 示

### 兵庫県告示第775号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 変更事項

組合の地区

奈良県の次の地区を追加する。

香芝市

#### 2 認可年月日

平成20年 7月16日

### 兵庫県告示第776号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
小林整形外科クリニック	小林 恵三	神戸市東灘区森北町1-7-13 アーク玉谷ビル2F	平成20年7月1日
宮崎眼科	井上 正則	同 市中央区古湊通1-2-24	同 年5月1日
オオハラ調剤薬局 紫陽花通店	大原 恵	同 市同 区旭通5-3-5 白百合ビル5F	同 年6月27日
サンワ薬局	オービーエム有限会社 取締役 寺井 順三郎	同 市同 区神若通6-1-21	同 年3月1日
眼科有澤クリニック	医療法人社団 眼科有澤クリ ニック 理事長 有澤 忠雄	同 市兵庫区羽坂通4-1-1	同 年6月1日
みつわ診療所	神戸医療生活協同組合 理事長 道上 哲也	同 市長田区腕塚町2-2-2	同
株式会社 スギ薬局 長田店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 杉浦 昭子	同 市同 区北町1-4 ライフ長田店1階	平成20年7月1日
ゆい訪問看護ステーション	株式会社 結 代表取締役 慶松 真弓	同 市西区前開南町1-1-15	同 年5月1日
せき歯科クリニック	関 良太	尼崎市武庫之荘東1-23-7	同 年6月1日
医療法人社団 徐クリ ニック	医療法人社団 徐クリニック 理事長 徐 東舜	西宮市松籟荘10-25	同 年5月12日
さくら夙川駅前薬局	株式会社 グッドプランニ ング 代表取締役 吉田 盛範	同 市神楽町11-3	同 年7月1日
高橋歯科医院	谷端 美香	芦屋市西蔵町13-14	同 年6月1日
マツダデンタルクリ ニック	松田 健	宝塚市山本野里2-8-20	同 年7月1日
医療法人社団 三木眼科	医療法人社団 三木眼科 理事長 三木 みどり	川西市向陽台3-1-2	同 年4月1日
そが内科クリニック	曽我 忠司	明石市新明町7-25	同 年5月1日
ハートフル薬局	株式会社 ハートフル・ライ フサポート小島 代表取締役 北吉 英俊	加東市東実751-57	同
さだとうクリニック	定藤 剛	姫路市御立中2-12-10	平成20年7月1日
みたち調剤薬局	株式会社 アルファメディ ックス 代表取締役 奥川 善信	同 市御立中2-12-11	同
クオーレ調剤薬局	田上 吉彦	同 市網干区田井293-4 田井ビル1F	平成20年6月1日
社会福祉法人 桑の実園 福祉会 あさひ訪問看護ステー ション	社会福祉法人 桑の実園福祉 会 理事長 徳永 憲威	たつの市揖西町小神字塚原1551	同

## 兵庫県告示第777号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 田鶴野東部土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	峠 勉	豊岡市赤石228番地

同	大 岸 幸 夫	同	市下鶴井1962番地
同	伊 崎 誠	同	市野上93番地
同	岩 崎 房 夫	同	市森33番地の 3
同	大 谷 保	同	市赤石334番の 2 番地
同	伊 崎 和 博	同	市森14番地の 5
同	古 谷 修 一	同	市下鶴井1714番地
同	井 川 栄 治	同	市下鶴井1676番地の 3
同	大 逸 和 信	同	市下鶴井1654番地
同	伊 崎 幸 雄	同	市野上120番地
同	小 崎 英 幸	同	市野上592番地
同	嶋 田 恒 夫	同	市下鶴井1910番地の 1
同	崎 芳 明	同	市山本 8 番地の 1
同	田結莊 靖 彦	同	市山本72番地の 2
同	幸 岡 康 夫	同	市金剛寺340番地
監 事	杉 立 伸 一	同	市下鶴井2108番地
同	阪 井 裕	同	市赤石381番地
同	安 井 政 美	同	市森45番地
同	小 崎 義 則	同	市野上558番地の 2

就任役員

役員区分

	氏 名	住 所
理 事	峠 勉	豊岡市赤石228番地
同	大 岸 幸 夫	同 市下鶴井1962番地
同	伊 崎 誠	同 市野上93番地
同	大 谷 保	同 市赤石334番の 2 番地
同	古 谷 修 一	同 市下鶴井1714番地
同	井 川 栄 治	同 市下鶴井1676番地の 3
同	大 逸 和 信	同 市下鶴井1654番地
同	崎 芳 明	同 市山本 8 番地の 1
同	田結莊 靖 彦	同 市山本72番地 2
同	幸 岡 康 夫	同 市金剛寺340番地
同	岩 崎 房 夫	同 市森33番地の 3
同	伊 崎 和 博	同 市森14番地の 5
同	嶋 田 恒 夫	同 市下鶴井1910番地の 1
同	松 本 秀 雄	同 市野上1140番地
同	西 垣 富 夫	同 市野上360番地
監 事	杉 立 伸 一	同 市下鶴井2108番地
同	安 井 政 美	同 市森45番地
同	阪 井 裕	同 市赤石381番地
同	小 崎 義 則	同 市野上558番地の 2

兵庫県告示第778号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所

三木市	基盤整備促進事業	戸田地区	平成20年 7月29日から 同 年 8月18日まで	三木市役所
-----	----------	------	------------------------------	-------

## 兵庫県告示第779号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝来市佐鬮字村坂106の9、字滝谷107・107の1・108・字奥ヒナタ109・字金ヤガ谷110・字スリカ峯111・字玉ノ谷112の1・112の2・字奥ヒシロ115の2・118の1(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、113の1から113の5まで、114の1から114の3まで、115の1、116、117、118の2

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥ヒナタ109・字奥ヒシロ114の2・115の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第780号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 保安林予定森林の所在場所

養父市八鹿町石原字ウドノ1524の1、1525

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ウドノ1524の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第781号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町加美区的場字塩谷854の3、854の5、字大谷855の10、855の11、855の12、字屋守859(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷855の12・字屋守859(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第782号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町八千代区大和字モリノ下717の1、字脇田910の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字モリノ下717の1・字脇田910の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第783号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三菱マテリアル株式会社明石製作所  
 明石市魚住町金ヶ崎西大池179番地 1  
 明石製作所長 滝 沢 俊 夫

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

三菱マテリアル株式会社明石製作所  
 明石市魚住町金ヶ崎西大池179番地 1

- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設			
能	力	200kg / 3日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後15日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	用途 1		用途 2	
		通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~10	10	12~13	13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	3	6	3	5
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	5	10	2,500	4,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	15	30	13	25
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	1	2	1	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	15	30	15,000	23,000
	りん含有量 (単位 mg / L)	38	75		
シ ア ン 含 有 量 (単位 mg / L)			25,000	42,500	

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 m <sup>3</sup> /日）	0	1	0	0.2
---	---	---	---	-----

備考 既設特定施設を廃止するとともに、用途 2 の汚水等の処理は外部業者に委託するため排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年7月29日から同年 8月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第784号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間  
平成20年 4月21日から平成21年 3月31日まで
- (3) 作業地域  
尼崎市杭瀬北新町 1丁目外
- 2 (1) 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間  
平成20年 4月21日から平成21年 3月31日まで
- (3) 作業地域  
尼崎市金楽寺町 2丁目

兵庫県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 7月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 7月29日から 2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 久 畑 香 呂 線	姫路市香寺町行重字反田306番 3 から 同 市香寺町行重字反田308番 2 まで	旧	5.0から 8.0まで	72.0	
		新	8.0から 16.0まで	72.0	

兵庫県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 7月29日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 香住港線	美方郡香美町香住区一日市字西浜150番15から 同郡同町香住区一日市中町309番1まで	旧	6.0から 18.0まで	322.0	
	美方郡香美町香住区一日市字西浜150番15から 同郡同町香住区境字若宮12番4まで	新	5.0から 18.0まで	1,018.0	

兵庫県告示第787号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 金浦和田山線	朝来市和田山町宮字中島185番1から 同市和田山町宮字安岡19番1まで	旧	4.0から 14.0まで	237.0	
		新	5.0から 21.0まで	240.0	

兵庫県告示第788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考



国道 3 7 2 号	篠山市八上上字山根坪214番 1 から 同 市八上上字山根坪263番 4 まで	旧	9.0から 13.0まで	28.0
		新	12.0から 19.0まで	28.0

兵庫県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町香住区境字若宮13番 3 から 同 郡同 町香住区香住字門前1646番 1 まで	旧	5.0から 14.0まで	1,890.0	
	美方郡香美町香住区香住字本屋敷1649番 1 から 同 郡同 町香住区香住字門前1646番 1 まで	新	14.0から 14.0まで	38.0	

兵庫県告示第790号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知できないので、同条同項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成20年7月29日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県  
代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 行うべき措置の内容

重要港湾尼崎西宮芦屋港に係る放置等の行為を禁止する区域(神崎川派川中島川河川中央の地点(北緯34度41分51秒東経135度24分27秒)から214度7,000メートルの地点まで引いた線、傍示川右岸突堤(北緯34度43分8秒東経135度18分12秒)から175度4,300メートルの地点まで引いた線並びに両地点を結んだ線と陸岸により囲まれた海面、並びに中島川、兵庫、大阪府県境界線から以西の河川水面及び左門殿川辰巳橋、庄下川五合橋、蓬川琴浦橋、武庫川最下流端(左岸東経135度22分32秒北緯34度41分51秒右岸東経135度22分19秒北緯34度41分46秒)の各下流の河川水面並びに東堀運河、北堀運河、中堀運河、西堀運河及び鳴尾川の各水面)内にある別表に掲げる船舶の撤去

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成20年8月18日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表 小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法(平成8年法律第11号)第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船 舶 の 種 類
29	260 - 14661	クルーザーヨット

整理番号は、阪神南県民局が整理の必要上付した番号である。

## 公 告

### 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 本人確認情報の提供

提 供 先	事 務	提 供 年 月	提供件数
兵庫県教育委員会	市町村立学校職員退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和37年兵庫県条例第3号）による市町村立学校の職員の退職年金の給付に関する事務	平成19年 9月	5
兵庫県選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による同法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成19年 9月 同 年10月	2 1

#### 2 本人確認情報の利用

事 務	利 用 年 月	利用件数
農薬取締法（昭和23年法律第82号）による同法第8条第1項又は第2項の届出に関する事務	平成20年 5月	1
土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成19年 7月	26
	同 年 8月	20
	同 年11月	9
	平成20年 1月	14
	同 年 2月	12
	同 年 3月	28
	同 年 5月	41
	同 年 6月	40
地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る犯則事件の調査に関する事務	平成19年 7月	8
	同 年 8月	3
	同 年10月	34
	同 年11月	108
	同 年12月	9
	平成20年 1月	17
	同 年 2月	37
	同 年 3月	18
	同 年 4月	12
同 年 5月	12	

	同 年6月	1
採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務	平成19年8月	1
都市計画法（昭和43年法律第100号）による同法第29条第1項若しくは第2項の許可又は同法第45条の承認に関する事務	平成19年8月	1
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による被爆者健康手帳に関する事務	平成19年9月	2
兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）による個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税若しくは自動車税の賦課又は県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税若しくは軽油引取税の徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	平成19年7月 同 年8月 同 年9月 同 年10月 同 年11月 同 年12月 平成20年1月 同 年2月 同 年3月 同 年4月 同 年5月 同 年6月	2,303 2,740 1,686 1,358 4,099 4,340 2,248 1,118 1,082 767 8,605 2,722
恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務	平成19年9月 同 年11月 同 年12月 平成20年3月 同 年6月	50 46 45 44 89
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による年金の支給に関する事務	平成20年6月	1,801
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）による同条例第2条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第7条第1項の届出に関する事務	平成19年9月 同 年11月 同 年12月 平成20年1月	9 3 1 3
土地収用法第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	平成19年7月 同 年8月 同 年9月 同 年10月 同 年11月 同 年12月 平成20年1月 同 年2月 同 年3月 同 年4月 同 年5月 同 年6月	16 29 31 62 213 86 43 80 51 36 145 77
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士又は同条第2項に規定する介護福祉士としての業務に	平成19年8月	4

従事しようとする者に対する修学資金の貸付けに関する事務		
農薬取締法第 1 条の 2 第 1 項に規定する病害虫の防除の業を営もうとする者の届出に関する事務	平成20年 4 月	1
	同 年 5 月	1
	同 年 6 月	1

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第 8 条第 2 項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。

新川水系河川整備計画の策定

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により、二級河川新川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所において公表する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東川水系河川整備計画の策定

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により、二級河川東川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所において公表する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

洗戎川水系河川整備計画の策定

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により、二級河川洗戎川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所において公表する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

夙川水系河川整備計画の策定

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により、二級河川夙川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所において公表する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

堀切川水系河川整備計画の策定

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により、二級河川堀切川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所において公表する。

平成20年7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

平成20年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認 定 番 号	認定年月日	公 告 対 象 区 域
第H20淡路団連0001号	平成20年 7月10日	洲本市上加茂字ホリ64番 1 同 市上加茂字川原72番 1